

2003年 消費税改正のポイント

2004年 4月 1日以降開始の事業年度から適用される改正消費税法です。

1. 改正内容

1) 事業者免税点の適用上限

現行	→	改正後
前々事業年度の税抜課税売上高 3,000万円以下		前々事業年度の税抜課税売上高 1,000万円以下

2) 簡易課税制度の適用上限

前々事業年度の税抜課税売上高 2億円以下	→	前々事業年度の税抜課税売上高 5,000万円以下
-------------------------	---	-----------------------------

3) 中間申告納付制度

直前課税期間の消費税年税額が地方消費税込6,000万円を超える事業者

直前課税期間の年税額の 1/4相当額を3月ごとに納付	→	直前課税期間の年税額の 1/12相当額を毎月納付
-------------------------------	---	-----------------------------

4) 課税期間の短縮

現行の3月ごとに加え、1月ごとを課税期間とする特例が設けられました。

5) 総額表示の義務付け

課税事業者が、値札・チラシ・カタログなどにより、不特定多数の消費者に販売価格をあらかじめ表示する場合は、消費税額を含めた支払総額を表示しなければならないこととされました。領収書や請求書は対象外です。

- (表示方法)
- ・ 10,500円
  - ・ 10,500円 (うち税500円)
  - ・ 10,500円 (税込)
  - ・ 10,500円 (税抜 10,000円)
  - ・ 10,500円 (税抜10,000円、税500円)

2. 留意点

項目	留意点
「簡易課税制度選択届出書」の提出	あらたに課税事業者となる場合には、今後2年間の簡易課税と原則課税をシミュレーションし、届出の要否を判定。
「課税期間特例選択届出書」の届出	原則課税の事業者で、輸出業者など経常的に還付を受ける事業者は、課税期間を3月ごとまたは1月ごとに短縮して、早期の還付を受けることができる。
「課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」の提出	原則課税の事業者で、土地の譲渡などにより課税売上割合が低くなる場合に、準ずる割合の承認を受けることができる。
棚卸資産の調整	免税事業者が原則課税の課税事業者となった場合、期首在庫にかかる消費税額を税額控除できる。
帳簿および請求書の保存	原則課税の事業者は、法定事項が記載された帳簿および請求書等を、申告期限から7年間、保存する義務がある。

お見逃しなく!

1. 現行制度で提出済みの「課税事業者選択届出書」および「簡易課税制度選択届出書」は、04年4月以降も効力を有しますので、あらたな届出は不要です。
2. 事業者免税点の引下げにより、あらたに課税事業者となる者の最初の課税期間については、その最初の課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、最初の課税期間から適用を受けることができます。